

令和3年第1回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和3年1月19日、午前10時から、地域振興プラザ大会議室において、令和3年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子
吉田 伸幸

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 中島 由美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第1号請願
《小・中学校教科書の採択に関する請願》
- (5) 日程第5 第1号議案
「令和3年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」
- (6) 日程第6 第2号議案
「令和2年度教育費補正予算（第5号）の提出について」
- (6) 日程第7 第3号議案
「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」
- (7) 日程第8 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和3年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は杉本委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 学校開放事業について（12月分）

学務課長 　1 令和2年12月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 学校給食費未納に対する臨戸徴収の実施について
3 児童・生徒数、学級数（令和3年1月1日現在）について

指導課長 　1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 　1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について

- 4 成人式関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について（11 月分）
- 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ 11 月分、公民館 12 月分）

- 学校給食課長
- 1 学校栄養職員等研修
 - 2 新調理場視察について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催行事について
 - 4 資料展示について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 図書館の利用状況について（令和 2 年 12 月分）

教 育 長 教育行政報告が終わりました。
それでは、日程第 4 第 1 号請願「小・中学校教科書の採択に関する請願」を議題といたします。
本件につきましては、稲城市教育委員会会議規則第 31 条に基づき、委員会は、請願書を受理したときに、慎重かつ迅速に検討してその結果を教育長を経て請願者に通知する必要があることから議題とするものです。
請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。

教育総務課長 それでは、請願内容を読み上げさせていただきます。
2020 年 12 月 21 日稲城市教育委員会 教育長 加藤明様。
教科書問題を考える稲城市民の会 代表 大山恵三。
小・中学校教科書の採択に関する請願。
請願項目。「次回の教科書採択については記名投票とするように規則を改めること。」
請願理由。日頃より稲城の教育に尽力されていることに感謝いたします。本年 8 月に来年度使用中学校教科書の採択が行われました。折しも新型コロナウイルス感染症の続く下で、採択の公開性の確保が課題となりましたが、会場を中央公民館ホールとし傍聴数の制限を解決しました。また展示についても広い場所を取り、時間も夜 10 時までに拡大しました。

採択の公開性の確保に努力されたことに敬意を表します。ところが採択の票決の段階で、歴史教科書では育鵬社に1票、公民では同じく育鵬社に1票が投ぜられました。結果的には育鵬社は採択されませんでした。この事実は貴教育委員会の信用に関わる重大な問題です。育鵬社教科書については、横浜を始め前回採択した多くの自治体が今回は不採択し他の教科書に変え、全国的に約1%にとどまりました。これは、5～9年間にわたり育鵬社版を使わされた教員、生徒、保護者、市民の苦勞と粘り強い働きかけの結果であり、貴教育委員の方々にも、資料として藤沢市の教員アンケートをお渡ししました。育鵬社に1票を投じた委員は、資料を読んだ末の1票なのか理解に苦しむものです。しかも、意見表明の際に、育鵬社についての賛成意見はまったくなかったのです。貴教育委員会の信頼性に関わる票決が行われてしまったのには原因があります。それは票決が無記名であったため、委員の責任が問えない点です。仮に記名投票であったら、果たして現在の状況で、育鵬社に投票したでしょうか。全国で約1%しか評価されない教科書を「1番良い」教科書だと胸を張って投票したでしょうか。以上から、次回の教科書採択については記名投票とするように規則を改めることを要望します。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑、ご意見等があれば、お願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 意見になります。

請願理由の意見表明の際にというところに、育鵬社についての賛成意見が全くなかったということであるんですけども。この教科書の採択の審議自体、教科書とかに限らずほかの科目も含めて、我々委員が調査研究の結果であったり感想・意見を自由に交換して協議を深める場というふうに認識しています。ですので、この賛成意見がなかったということと票の一致、不一致については、特に問題はないんじゃないかというふうに私は考えます。

以上、意見です。

教育長 ほかに。

澁谷委員。

澁谷委員 私もちよつと請願理由について意見がございますのでお話をさせてい

ただきたいと思います。

まず、最初、採択の評決の段階で歴史教科書ではというところですね、育鵬社に1票、公民では同じく育鵬社に1票が投ぜられました。この事実は貴教育委員会の信用に関わる重要な問題ですと、あります。少し中身を省略してお話いたしますが、教科書採択についてはもちろん、教科書として使用することが認められた教科用図書の中から選定しているわけです。また教科用図書採択を適正かつ公正に行うためにということで、教科用図書審議会の答申と教科用図書調査研究委員会、この意見を踏まえて教育委員一人一人が自らの責任と経験において総合的に判断し投票を行っています。それを教育委員会の信用に関わる重大な問題と考えるのは請願者の主観であると考えます。

また、その続きですが、育鵬社教科書については、横浜をはじめ前回採択した多くの自治体が今回は不採択し、ほかの教科書に変え、全国的に約1%にとどまりましたという請願理由ですが。ほかの地域の状況というのがどうであろうが、稲城市は稲城市教育委員会としての権限と責任において採択すべきだと考えております。

以上、2点意見を申し上げました。

教育長 ほかに。
 吉田委員。

吉田委員 意見と質問です。請願者の請願理由に記名であれば育鵬社に投票したでしょうかとありますが、記名にして教育委員の本来の意見を曲げた投票を期待されているのであれば、記名にする理由にはなり得ないのではないかと考えます。

そもそも教科書採択を行うに当たり、私たち教育委員はいかなることがあっても圧力に屈することはあってはなりません。この記名投票、無記名投票等の方法について、国の意見はありますでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 ただいまご質問がありました記名投票、無記名投票についての国の見解でございますが、具体的なことについて触れられてはおりません。ただ、令和2年3月27日に発出されています教科書採択における公正確保の徹底等についてという文部科学省の通知では、教科書採択については教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めることとされております。

以上です。

教育長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。ただいま指導課長からのご説明で、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静ひつな環境を確保しとありましたが、私は教育委員として責任ある判断をする上で冷静な判断ができる環境を維持するためにも、無記名の投票でよいと考えます。
以上です。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 教育委員会の採決方法につきましては、自らの責任と権限において適正かつ公正に投票が行われるべきと自覚・認識を持っているため、採択は無記名による投票が公正であるというこれまでの考え方に変わりはありません。

また、無記名投票により、これまでの教科用図書の採択に特段の問題や課題が生じたこともないと認識しておりますので、今ここでその方法を規則にあるものを超えてまで変える必要はないと考えております。
以上です。

教育長 ほかに。
それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
次に、本件につきまして、これより賛成意見をお願いいたします。

(意見なし)

教育長 意見がないようですので、以上で賛成意見を終結いたします。
続きまして、反対意見をお願いいたします。

(意見なし)

教育長 特にないようですので、これより第1号請願「小・中学校教科書の採択に関する請願」を採決いたします。
本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

教育長 挙手ありません。よって、第1号請願は不採択となりました。

次に、日程第5 第1号議案「令和3年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」、及び日程第6 第2号議案「令和2年度教育費補正予算（第5号）の提出について」を議題といたします。

第1号議案は人事案件、第2号議案は予算案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 ご異議なしと認めます。よって、第1号議案及び第2号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

（これより第1号議案及び第2号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙

（これにて第1号議案及び第2号議案の秘密会は終了）

（暫時休憩）

※退席した職員と傍聴者が入室する。

教育長 再開いたします。

これより、第1号議案「令和3年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教育長 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第2号議案「令和2年度教育費補正予算（第5号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第3号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市学校給食費に関する規則で定める様式の一部を改正する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長。

学務課長 それでは、説明に入らせていただきます。

先ほどの資料の議案概要説明書及び新旧対照表のほうをご覧くださいければと思います。

議案概要説明書に記載のありますとおり改正内容でございますが、このたび申込者の記名・押印欄を署名に改めて押印廃止を行うということ。それから金融情報も同時に若干の文言整備を行うということ。それから注意書きとして記載の「口座振替により納入される方は口座情報を記入する必要はありません。」ということについて明記をさせていただきます。

次、新旧対照表をご覧くださいければと思います。

今回この学校給食申込書兼支払方法届出書についての様式の変更についてでございます。1、2とございまして2のところ、旧様式が稲城市学校給食に関する規則第6条第2項の規定に基づき、学校給食を次の方法により納入しますとございましたが、学校給食費に関する規則第7条第2項の規定に基づき、学校給食ということに改めております。この辺につきましては、昨年、規則改正を行いましたときに給食費納入の方法についての口座振替と納入書払いがあるんですが、それについては第6条第2項から第7条第2項に改めておりますので、こちらの支払方法届出書もこちらに本来記載が直ってなければいけなかったんですけども、ここで改めるものでございます。

続きまして、その下は米印も加えました。こちらにつきましては、下の納入書払いにする方については、給食費の返還が出た際に支払うことができないのでこちらに記載をいただく必要があるんですが、口座振替を希望する人については、こちらに記載をしていただく必要は、別途様式がございますので、従来の様式では口座振替する人もこちらに記載してもらったんですが、その必要はございませんという注意書きを加える

ものでございます。

続きまして、新旧対照表の次ページ、3分の2のほうをご覧ください。こちらが旧様式では押印がございましたが、こちら取りまして、保護者氏名押印の欄から保護者氏名（自署）という形の様式変更となるものでございます。

（2）につきまして、文言整理として、従前は小中学校在籍期間有効ですとなっておりましたが、小中学校に在籍する期間においてということで、分かりやすい表記に変更しております。

続きまして、その下職員用につきましては、先ほど説明で申し上げたとおり、同様の変更を行うものでございます。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第3号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 報告事項です。本日の報告事項は1件です。
報告事項「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令に伴う教育委員会の対応について」を教育総務課長より説明をお願いいたします。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、私のほうから、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令に伴う教育委員会の対応について、ご説明させていただきます。
資料のほうご覧いただきますようお願いいたします。
まず、1、教育総務課関係でございます。
（1）変更事項でございます。

①学校体育施設開放事業でございます。

屋内体育施設（学校体育館、これは全校でございます。及び四中、五中のクラブハウス）。こちらにつきまして1月13日（水曜日）から緊急事態宣言終了までの間、終了時間を21時30分から20時に変更しております。

それから、屋外体育施設。こちらは学校校庭でございます。五中の学校校庭に限りますが、こちら五中につきましては夜間照明があるということで、こちらのみとなっております。1月13日（水曜日）から緊急事態宣言終了まで終了時間を21時から20時に変更しております。

次に、2、指導課関係でございます。

（1）変更事業。1月8日（金曜日）から緊急事態宣言終了まで市内小・中学校において、感染リスクの高い活動を一部制限しております。

次に、3、生涯学習課関係でございます。

（1）中止・休止事業でございます。

①市民企画講座「災害弱者の避難Ⅱ」（全4回）。

②I Cカレッジ（一般教養講座）12講座休講（1月のみ）。米印といたしまして、振替実施を検討中でございます。

③I Cカレッジ（企画講座）2014年イグノーベル賞受賞北里大学名誉教授講演会。こちら2月7日（日曜日）に開催予定でございました。

（2）変更事業でございます。

①公民館貸出施設（部屋・ホール）の利用につきまして、1月13日（水曜日）から緊急事態宣言終了まで、閉館時間を22時から20時に変更いたします。

②Iプラザ貸出施設（生涯学習・児童青少年）の利用について、1月13日（水曜日）から緊急事態宣言終了まで、閉館時間を22時から20時に変更。

③I Cカレッジ（プロフェッサー講座）1講座延期（1月分を2月分と合わせて2講義実施）

4、図書館課関係でございます。

（1）変更事業。

①分館における予約資料の夜間受け取り時間。こちらを1月13日（水曜日）から緊急事態宣言終了まで21時までを19時30分までに変更しております。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、報告事項「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令に伴う教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員　今、教育総務課長から、それぞれの課の持っている個別の対応というふうな視点からご説明いただいたと思いますけれど、教育委員会としてこれらについて、何を基準にして、何を基にしているという、例えばそういうふうな判断基準というものをどのように持っているかということについて、教えてください。

教育長　教育部長。

教育部長　基本的には緊急事態宣言、外出自粛、昼間も出されている、要請がありますけれども、まずは20時以降の外出制限、自粛を受けて、公民館、学校の体育施設等20時以降に開放しているものについては、緊急事態宣言終了もしくは延長された場合にはその期間は20時以前の使用とすること。あとはイベントについては5,000人、屋内は5,000人だとか二分の一以下とかいうのはありますけれども。密にならないような事業については、引き続き実施をしていくものもあります。密となるような事業については、これは個別の判断になりますけれども、事業等については個別に判断をさせていただきます。一番のメインは20時以降の外出を抑えるということを考えて、今の対応をしているところでございます。

以上です。

教育長　杉本委員。

杉本委員　分かりました。20時以降はという国の方針と、そして今度子どもたちについては学校の学びは止めないという方針も示されていると思いますが、そのところで学校は対応しているということだと承知いたしました。意見ということで結構です。

教育長　ほかに。

(なしの声あり)

教育長　ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。お疲れさまでございました。

(午前11時29分閉会)